第10章 土地収用法の規定に基づく意見照会

1 意義

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)に基づく事業の認定(法第16条)を受けようとする起業地内に公共用財産が含まれる場合に、起業者が法第18条2項3号、4号及び5号の規定に基づき行う当該公共用財産の管理者への意見照会手続について定めたものです。

2 要件

公共用財産を起業地内に含めて認定を受けようとする事業が、法第3条に列挙される 事業(収用対象事業)に該当することが必要です。

<法第3条に列挙される事業例>

土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、次の各号に該当するものに関する事業です。(法第3条を参照)

- ① 道路法による道路
- ② 河川法が適用される河川及びその施設
- ③ 砂防法による施設
- ④ 鉄道事業法による施設
- ⑤ 港湾法による施設
- ⑥ 電気事業法による電気工作物
- ⑦ ガス事業法によるガス工作物
- ⑧ 水道法による水道事業

などがあります。

3 事業認定申請

(1) 収用手続における事業認定の位置付け

事業が法第3条各号に該当するからといって直ちに土地を収用し、又は使用することができるというものではありません。

起業者が本法に定める手続を履行することによって、初めてこれが可能となるのであり、この手続の出発点をなすのが、事業認定という処分です。

事業認定においては、個別具体の事業が土地を収用し、又は使用するに値する性格のものであるかどうかが法第20条に定める要件に照らして判断され、事業がこの要件を充足しない場合には事業認定が拒否され、起業者が土地を収用し、又は使用することは不可能となります。

<法第20条>

国土交通大臣又は都道府県知事は、申請に係る事業が左の各号のすべてに該当するときは、事業認定をすることができる。

- ① 事業が第3条各号の一に掲げるものに関するものであること
- ② 起業者が当該事業を遂行する充分な意思と能力を有するものであること
- ③ 事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであること
- ④ 土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであること

(2) 事業認定申請

起業者は、法第16条の規定による事業の認定を受けようとするときは、法第18条の規定に基づき国土交通省令で定める様式にしたがって、次の書類を添付する必要があります。

なお、裁決申請書及び添付書類は、認定庁が法第20条の要件を判断する際の最も 基礎的な資料となるものである。

<添付書類(法第18条2項)>

- ① 事業計画書
- ② 起業地及び事業計画を表示する図面
- ③ 事業が関連事業に係るものであるときは、起業者が当該関連事業を施行する必要を生じたことを証する書面
- ④ 起業地内に第4条に規定する土地があるときは、その土地に関する調書、図面 及び当該土地の管理者の意見書
- ⑤ 起業地内にある土地の利用について法令の規定による制限があるときは、当該 法令の施行について権限を有する行政機関の意見書
- ⑥ 事業の施行に関して行政機関の免許、許可又は認可等の処分を必要とする場合 においては、これらの処分があったことを証明する書類又は当該行政機関の意 見書
- ※ 参考: 法第4条の規定(「4条地」というのは、この規定の土地のこと) この法律又は他の法律によって、土地等を収用し、又は使用することができる事業の用に供している土地等は、特別の必要がなければ、収用し、又は使用することができない。

4 河川区域等における事業認定の取得

- (1) 1で述べたとおり、事業の認定(法第16条)を受けようとする起業地内に公共用財産(河川区域等)が含まれる場合には、起業者は、上記3(2)添付書類の③、④及び⑤について、当該河川の管理者である知事への意見照会が必要となります。
- (2) 各号の趣旨
 - ア 3号書類(法第18条2項3号)

これは、関連事業の制度について定めたものです。 (例:道路事業の起業者が、 道路設置において、橋梁等の設置工事以外に当該道路事業に関連して河川工事を行 うものをいいます。)

関連事業の制度は本来は起業者となりえない者に、特例的に起業者適格を認める制度で、本体事業の起業者は、関連事業の本来の起業者との関係において、事業の施行権限や施行内容について完全な合意に達している必要があります。

河川法第18条(施行命令)は、3号に規定する書面となります。これ以外に も、工事の概要が明確に記載されている協定書、協議書、委託契約書はこの書面に 該当します。

イ 4号書類(法第18条2項4号)

4号の書類は、法第4条に規定する「特別の必要」の有無についての判断資料として必要となります。

「第4条に規定する土地」(4条地)とは、事業認定を申請する際に現にその用に供せられている土地等に限られます。

河川、道路等の公共用物にあっては、現に、道路法上の道路又は河川法上の河川 として供用されている土地をいいます。つまり、当該公共用物の管理者の用途廃止 の処分があるまでの間は、法第4条に規定する土地となります。

法第3条各号の事業の用に供されている土地であれば、たとえ、その事業に係る施設が占用許可を受けた物件(占用物件)であるとしてもその物件の存する土地は 法第4条の土地に該当します。

ウ 5号書類(法第18条2項5号)

事業を施行するにあたって、起業地内において法令により土地の利用に関する各種の制限がかけられている場合には、当該法令による許認可等を得ることができないときには、たとえ、起業者が事業認定を受けて土地の収用又は使用を行ったとしても、事業を実行できないこととなってしまいますので、認定庁としては、あらかじめ、当該法令の施行について権限ある行政機関(ここでは、河川管理者)の意見を知っておく必要があります。

事業認定に際して、法第20条3号の要件について判断するに当たり、本号が設けられたものです。

(3) 意見照会に対する回答

ア 河川管理者としての意見を回答する場合には、原則書面で行う必要があります。 (回答例別紙参照)

イ 意見照会に対しては、起業者が意見を求めた日から3週間以内に回答する必要があります。(法第18条3項)

5 留意事項

- (1) 事業認定に係る意見照会は、あくまでも、事業認定を取得するために必要な事務であり、これによって、河川法上の許認可手続きが完了したわけではありません。よって、意見を回答するにあたっては、起業者に事業施行前に河川法上の所定の手続を行うよう指導してください。
- (2) 意見照会に際しては、事前に協議があることも多いので、協議があった場合には、 将来的に、河川法上の許可等が可能かどうか、技術担当課とも充分調整したうえで 事前協議の回答を行って下さい。
- (3) 意見照会に際して、事前協議がない場合には、本協議から回答までの期間が3週間と非常に短いので、起業者に事業説明等を実施させるなど適切に処理してください。
- (4) 意見を回答するに当たっては、以下のことを参考にしながら審査してください。
 - ① 起業者の事業による物件の設置、または、河川の形状の変更等の行為は、河川敷地占用許可準則、工作物設置許可基準、河川管理施設等構造令等に定められた基準等に合致しているか。(将来的に、河川法第24条、26条、27条、55条等の許可が可能か否かの審査)
 - ② 関連工事を施行する場合にあっては、河川改修計画等との整合が図られているか。(技術担当課と要調整)
 - ③ 河川区域内等で行われる工事の面積は、3号、4号、5号毎に算出されているか。

(別紙回答例)

 第
 号

 令和
 年
 月
 日

起業者

(起業者の所在)

〇 〇 〇 〇 様

河川管理者 〇〇県民局長

土地収用法第18条2項(3号)4号及び5号の規定 に基づく意見について(回答)

令和○○年○○月○○日付け○○第○○号で照会のありました 級河川○○川水系○○川に係る標記のことについて、下記のとおり回答します。

記

(3号関係を伴うとき)

- 1 関連事業として施行することについては、同意します。
- 2 起業地に編入することについては、意義ありません。
- 3 事業の施行にあたっては、事前に河川法に規定する所定の手続を受けて下さい。

(4号及び5号だけのとき)

- 1 起業地に編入することについては、意義ありません。
- 2 事業の施行にあたっては、事前に河川法に規定する所定の手続を受けて下さい。